

令和7年度久留米市の給与・定員管理の状況

目 次

1	総括	2
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
3	一般行政職の級別職員数等の状況	4
4	職員の手当の状況	6
5	特別職の報酬等の状況	8
6	職員数の状況	9
7	公営企業職員の状況	10

<お問い合わせ先>

- | | | |
|---|-------------------|--------------------|
| ※ | 1～6については、総務部人事厚生課 | TEL : 0942-30-9056 |
| ※ | 7については、上下水道部総務 | TEL : 0942-30-8504 |

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
令和6年度	300,199人	150,535,258千円	1,077,507千円	18,457,239千円	12.3%	11.5%

(注) 1 普通会計とは、地方公共団体間の財政状況を比較するために用いる会計です。

2 人件費Bには特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

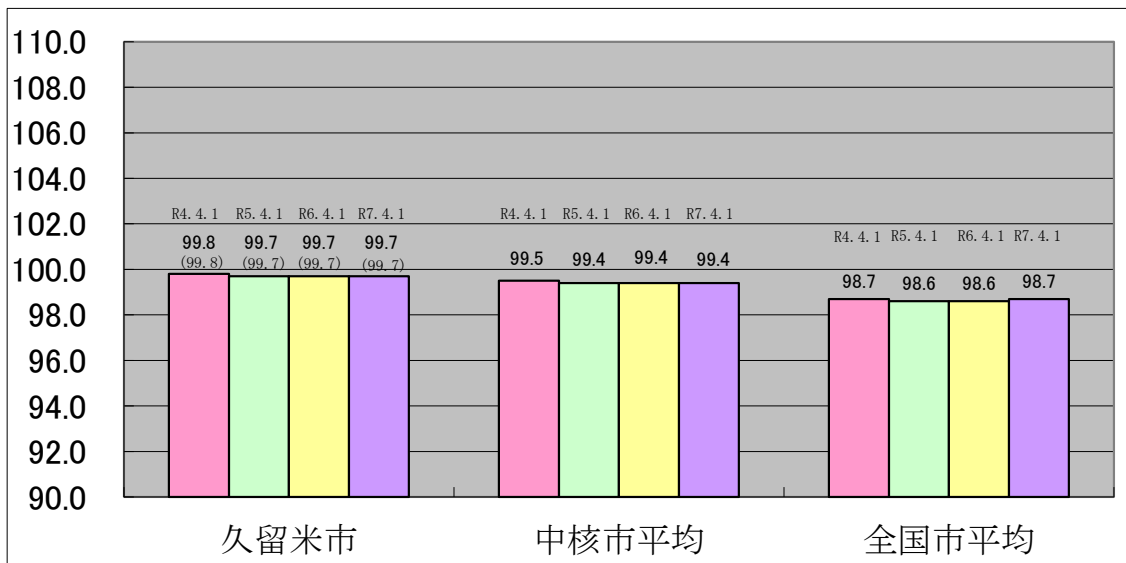
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	1,653人	7,442,735千円	1,528,463千円	3,029,445千円	12,000,643千円	7,260千円	6,541千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

【 実 施 】

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

【 実 施 】

(支給割合) 国基準4%に対し、久留米市においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

(参考)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	不支給	2%	4%
久留米市の支給割合	不支給	2%	4%

③ その他の見直し

【 実 施 】

国の改定内容を踏まえ、配偶者、子に対する扶養手当について段階的に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久留米市	43.1 歳	337,849 円	415,957 円	374,939 円
福岡県	41.7 歳	327,929 円	425,678 円	369,100 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
中核市	42.3 歳	331,473 円	417,367 円	377,585 円

② 技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
久留米市	59.5 歳	2 人	277,050 円	300,288 円	282,741 円
福岡県	56.6 歳	274 人	324,569 円	376,649 円	352,782 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円
中核市	50.9 歳	175 人	323,727 円	381,452 円	354,857 円

③ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
久留米市	47.6 歳	393,325 円	451,521 円
福岡県	45.4 歳	376,617 円	440,383 円
中核市	46.3 歳	389,158 円	455,377 円

- (注) 1 一般行政職とは、福祉、民生などの事務及び土木、建設の設計などの業務に従事する職員です。
2 技能労務職とは、保育園の給食調理などの業務に従事する職員です。
3 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。
4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		久 留 米 市	県	国	県内民間企業	全国民間企業
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円	238,156 円	233,930 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円	208,384 円	191,846 円
技能労務職	高 校 卒	192,500 円	— 円	— 円		
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円		
高等学校教育職	大 学 卒	252,000 円	252,000 円	— 円		
	高 校 卒	— 円	208,900 円	— 円		

（注） 1 県内民間企業の初任給の額は、令和7年県職種別民間給与実態調査より抜粋。

2 全国民間企業の初任給の額は、令和7年国職種別民間給与実態調査より抜粋。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	285,511 円	365,370 円	391,991 円	411,661 円
	高 校 卒	260,120 円	307,800 円	369,440 円	390,683 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大 学 卒	324,900 円	384,633 円	416,575 円	419,300 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

（注） 1 該当者がいない欄および該当が1名の欄については 「—」としています。

2 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数です。

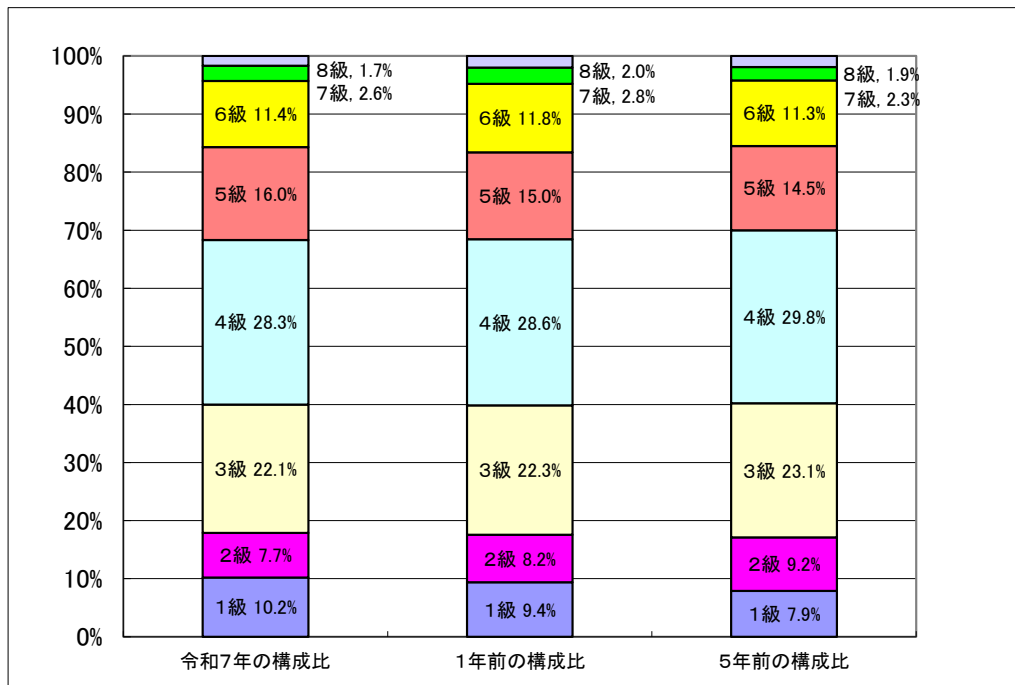
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

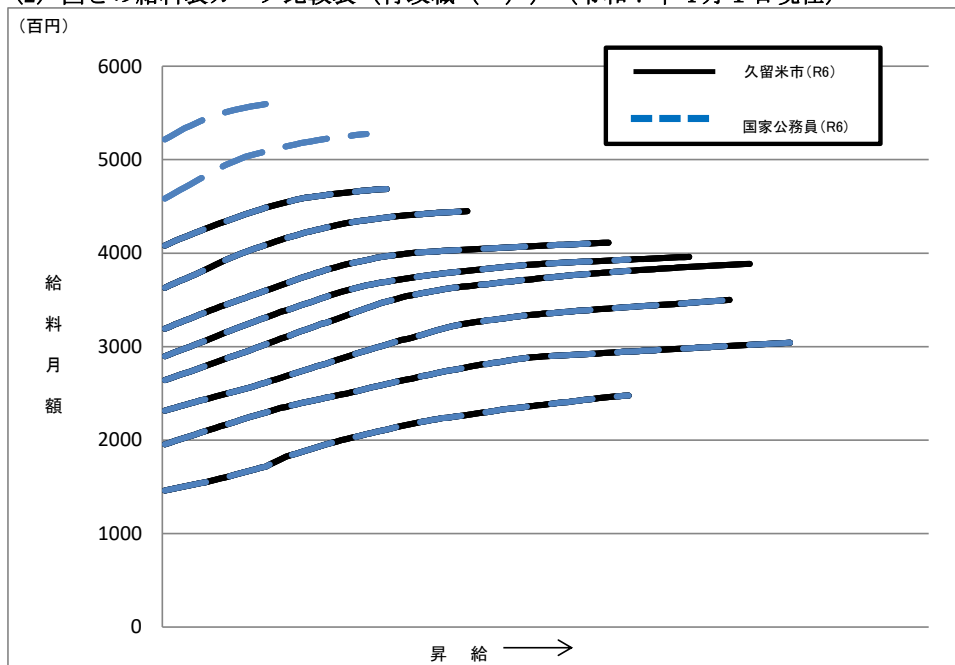
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	23 人	1.7 %	458,300 円	488,500 円
7 級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	35 人	2.6 %	408,300 円	450,900 円
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	155 人	11.4 %	355,200 円	416,700 円
5 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	218 人	16.0 %	321,300 円	401,200 円
4 級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事の職務	385 人	28.3 %	298,800 円	393,600 円
3 級	主任主事の職務	301 人	22.1 %	265,300 円	354,700 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事の職務	104 人	7.7 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事の職務	138 人	10.2 %	183,500 円	258,100 円

（注） 1 久留米市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（久留米市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久留米市	県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,589 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,731 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.0) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.0) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(久留米市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

久留米市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
調整率 83.7 / 100	調整率 83.7 / 100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)
自己都合 勸奨・定年 1人当たり平均支給額 1,708 千円 22,407 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		20,029 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		364,164 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
久留米市内	2.0 %	1,695 人	2.0 %
福岡市内	9.0 %	6 人	9.0 %
東京都特別区	20.0 %	2 人	20.0 %
医療職給料表適用職員	16.0 %	3 人	16.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		12,860 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		84,605 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度決算)		9.2 %	
手当の種類(手当数)		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火葬業務手当	斎場に勤務する職員	直接火葬業務に従事したとき	日額 300円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	病人1人につき 800円 死亡1人につき 5,000円
清掃作業手当	上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンターに勤務する職員、又は浄化センターに勤務する職員	ピットステージ及び破砕機等による粉塵飛散下において、機器調整・清掃作業業務に従事したとき、又は汚泥、しごの処理・清掃業務に直接従事したとき	日額 300円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防注射の作業又は犬の捕獲の作業に従事したとき	日額 300円
防疫作業手当	保健所に勤務する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の患畜の救護又は病原体の付着した物件を処理したとき	日額 300円
移送手当	保健所に勤務する職員	入院させる精神障害者の移送に従事したとき	日額 300円
結核患者訪問指導手当	保健所に勤務する職員	結核患者の家庭訪問指導業務に従事したとき	日額 300円
産業廃棄物等業務手当	職員	特別管理産業廃棄物の処理施設、積替及び保管施設又は投棄現場等への立入調査に従事したとき	日額 300円
動物死体処理手当	職員	路上等で横死した犬猫等の死体収集業務に従事したとき	日額 300円
災害応急作業手当	職員	異常な気象状況等のもとで、道路、河川、ため池、急傾斜地等において従事したとき	巡回監視 日額 480円 応急作業等 日額 730円
教育業務連絡指導手当	高等学校教職員	主任等に発令された教諭が当該担当に係る業務に従事したとき	日額 200円
教員特殊業務手当	高等学校教職員	修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うとき	日額 5,100円
〃	高等学校教職員	対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日に行うもの	日額 5,100円
〃	高等学校教職員	学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日、休日等に行うもの	日額 2,700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	704,514 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	456 千円
支給実績(令和6年度決算)	645,016 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	409 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、1人につき3,000円～11,500円を支給	同じ	—	197,583 千円	223,006 円
住居手当	借家等に居住する職員に対し、28,000円を上限に支給	同じ	—	134,775 千円	255,256 円
通勤手当	通勤距離が2 [※] 以上の職員に対し、交通用具・距離区分に応じて55,000円を上限に支給	異なる	交通用具・距離区分毎の支給額	160,908 千円	96,179 円
単身赴任手当	勤務地の変更に伴ない、配偶者と別居し、単身で生活しなければならない職員に対し、30,000円～100,000円を支給	同じ	—	2,184 千円	728,000 円
管理職手当	管理職に対し、職務の特殊性に基づき、69,700円～105,600円を定額支給	異なる	職務毎の支給額	214,301 千円	802,625 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命じられた職員に対し、その勤務1時間当たり給与額×1.35の額を支給	同じ	—	6,345 千円	16,269 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対し、勤務1回につき4,400円を支給	異なる	5時間未満の半減支給の取り扱い	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合、15,000円を上限に支給	異なる	職務毎の支給額	683 千円	12,418 円
初任給調整手当	医療職など、専門的知識を有し、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に対し、月額170,000円を上限に支給	異なる	期間区分毎の支給額	4,908 千円	1,366,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,097,000 円	(参考)中核市における最高／最低額
	副 市 長	897,000 円	1,180,000 円／ 707,000 円
報酬	議 長	683,000 円	827,000 円／ 584,000 円
	副 議 長	616,000 円	748,000 円／ 513,000 円
	議 員	582,000 円	700,000 円／ 475,000 円
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合)	
	副 市 長	3.45 月分	
	議 長	(令和6年度支給割合)	
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×支給率(50/100)	26,328,000 円 任期毎に支給
		給料月額×在職月数×支給率(35/100)	15,069,600 円 任期毎に支給

6 職員数の状況

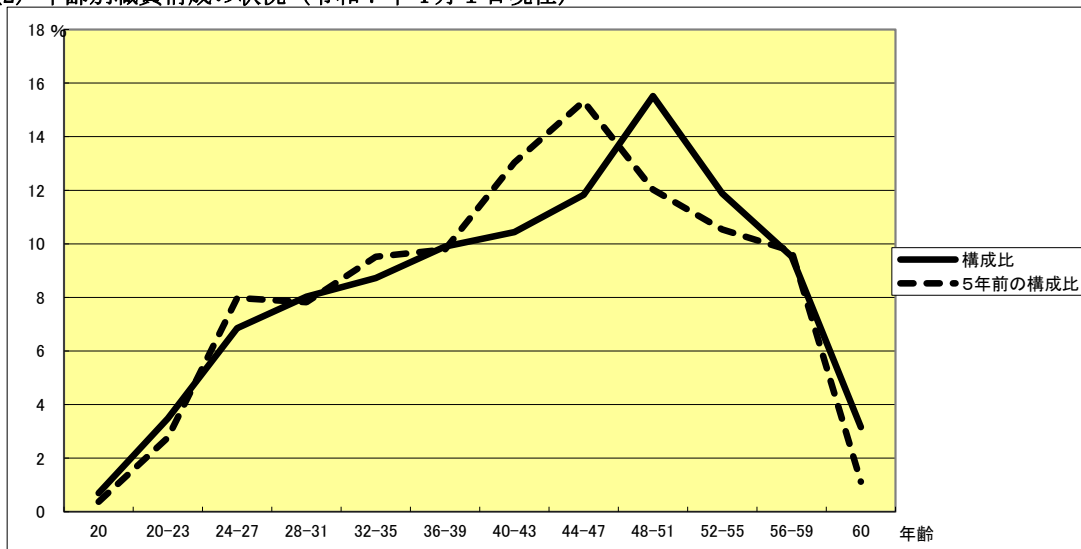
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	13	13	0	
	総 務	349	349	0	
	税 務	100	100	0	
	民 生	322	326	4	児童相談体制強化など
	衛 生	203	201	-2	
	労 働	9	8	-1	
	農林水産	91	87	-4	
	商 工	51	49	-2	
	土 木	230	226	-4	
	計	1,368	1,359	-9	<参考> 人口1万当たり職員数 45.27人 (中核市の人口1万当たりの職員数 48.24人)
	教 育	288	294	6	学校統廃合事業体制の強化など
	小 計	1,656	1,653	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 55.06人 (中核市の人口1万当たりの職員数 65.99人)
公 営 企 業 等 部 門	水 道	72	70	-2	
	下 水 道	52	50	-2	
	そ の 他	99	96	-3	
	小 計	223	216	-7	
合 計		1,879 [2,046]	1,869 [2,046]	-10	<参考> 人口1万当たり職員数 62.26人

- (注) 1 職員数とは、一般職に属する職員数のことで、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、市長などの特別職や教育長、県からの派遣職員、非常勤職員を除いた実配置数です。なお、教育部門には市立高校教職員を含みます。
- 2 市は、この他に再任用職員、任期付職員、会計年任用職員などを必要に応じて任用しています。
- 3 公営企業等会計部門のその他とは、国民健康保険・競輪・市場・介護・後期高齢者医療などの特別会計のことです。
- 4 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	13	65	128	150	163	185	195	221	290	222	178	59	1,869

(3)職員数の推移

(単位：人・％)

部 門 \ 区 分	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,357	1,358	1,373	1,368	1,359	2 (0.1%)
教育	288	290	290	288	294	6 (2.1%)
普通会計計	1,645	1,648	1,663	1,656	1,653	8 (0.5%)
公営企業等会計計	224	221	220	223	216	-8 (△3.6%)
総合計	1,869	1,869	1,883	1,879	1,869	0 (0.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1)水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
令和6年度	4,300,475千円	447,592千円	523,489千円	12.2%	12.9%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	79人	324,257千円	49,282千円	142,932千円	516,471千円	6,538千円

(参考)団体平均 一人当たり給与費
6,316千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません
4 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
久 留 米 市	46.0 歳	342,043 円	544,801 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 基本給には給料のほか、地域手当、扶養手当を含みます。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当を含みます。
3 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

久 留 米 市		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,809 千円		1,593 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	－ 月分	－ 月分
(1.4) 月分	(1) 月分	－ 月分	－ 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置有り		職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
2 団体平均とは、政令指定都市を除く平均です。

イ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
久留米市内	2.0 %	79 人	2.0 %

ウ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	356 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	10,171 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度決算)	44.3 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保安手当	企業局職員	保安勤務に従事したとき	1回 1,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	29,951 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	422 千円
支給実績(令和6年度決算)	28,131 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	408 千円

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、1人につき3,000円～11,500円を支給	同じ	—	11,399 千円	271,405 円
住居手当	借家等に居住する職員に対し、28,000円を上限に支給	同じ	—	5,301 千円	311,847 円
通勤手当	通勤距離が2 [※] 以上の職員に対し、交通用具・距離区分に応じて55,000円を上限に支給	同じ	—	6,813 千円	104,808 円
管理職手当	管理職に対し、職務の特殊性に基づき、69,700円～97,300円を定額支給	同じ	—	8,475 千円	847,536 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命じられた職員に対し、その勤務1時間当たり給与額×1.35の額を支給	同じ	—	206 千円	51,557 円
管理職特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合、15,000円を上限に支給	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	7,155,562千円	543,333千円	258,557千円	3.6%	3.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	54人	212,188千円	34,842千円	91,389千円	338,419千円	6,267千円	6,187千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
4 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
久 留 米 市	44.4 歳	327,451 円	516,175 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	501,579 円

- (注) 1 基本給には給料のほか、地域手当、扶養手当を含みます。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当を含みます。
3 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

久 留 米 市		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,692 千円		1,562 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	－ 月分	－ 月分
(1.4) 月分	(1) 月分	－ 月分	－ 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置有り		職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 団体平均とは、政令指定都市を除く平均です。

イ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
久留米市内	2.0 %	54 人	2.0 %

ウ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		1,460 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度決算)		1.9 %	
手当の種類(手当数)		1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	22,132 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	461 千円
支給実績(令和6年度決算)	21,143 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	440 千円

オ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、1人につき3,000円～11,500円を支給	同じ	－	6,486 千円	216,183 円
住居手当	借家等に居住する職員に対し、28,000円を上限に支給	同じ	－	4,498 千円	321,300 円
通勤手当	通勤距離が2*。以上の職員に対し、交通用具・距離区分に応じて55,000円を上限に支給	同じ	－	3,925 千円	100,637 円
管理職手当	管理職に対し、職務の特殊性に基づき、69,700円～97,300円を定額支給	同じ	－	5,069 千円	844,850 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命じられた職員に対し、その勤務1時間当たり給与額×1.35の額を支給	同じ	－	164 千円	9,101 円
管理職特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合、15,000円を上限に支給	同じ	－	43 千円	21,250 円